

第19期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時	2022年6月29日（水曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）
開催場所	東京都中央区佃二丁目1番6号 当社本店（2階会議室）
決議事項	第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役9名選任の件 第4号議案 監査役2名選任の件

● 新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、当日の来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

● インターネットによるライブ配信のご案内

本年は、当日で来場されない株主様に向け、ご自宅等から株主総会の模様をご視聴いただけるよう、株主様に限定したライブ配信を実施いたします。また、株主様向けの事前質問受付フォームをご用意いたします。詳細につきましては、本招集ご通知58、59ページをご確認ください。

三井住友建設株式会社

証券コード：1821

目 次	
招集ご通知	01
議決権行使のご案内	03
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	06
第2号議案 定款一部変更の件	07
第3号議案 取締役9名選任の件	09
第4号議案 監査役2名選任の件	17
(添付書類)	
事業報告	
① 当社グループの現況に関する事項	20
② 株式に関する事項	34
③ 新株予約権等の状況	35
④ 役員に関する事項	35
⑤ 会計監査人の状況	45
連結計算書類	46
計算書類	48
監査報告書	50
インターネットによるライブ配信 及び事前質問受付のご案内	
	58



「スマート行使」と「ネットで招集」で
議決権行使が簡単・便利に

パソコン・スマートフォン・タブレット
端末からもご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/1821/>



株 主 各 位

東京都中央区佃二丁目1番6号
三井住友建設株式会社
代表取締役社長 近 藤 重 敏

定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜りありがたく厚く御礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施したうえで、開催させていただきます。

しかしながら、株主の皆様におかれましては、感染拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。

事前に議決権行使いただける場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、後述のご案内に従って2022年6月28日（火曜日）午後5時45分までに行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月29日（水曜日）午前10時

2. 場 所 東京都中央区佃二丁目1番6号
当社本店（2階会議室）

3. 目的事項

報告事項 1. 第19期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告及び連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 第19期計算書類報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件
第2号議案 定款一部変更の件
第3号議案 取締役9名選任の件
第4号議案 監査役2名選任の件

以 上

- 次の事項につきましては、法令及び当社定款第13条の2に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載していません。
事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」
計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
従いまして、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、監査報告を作成するに際して、監査役及び会計監査人が監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類及び添付書類（事業報告、連結計算書類、計算書類）の記載事項について、修正すべき事項が生じた場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたします。
- 当社ウェブサイト (<https://www.smcon.co.jp>)

● **新型コロナウイルス感染予防のための措置についての株主様へのお願い**

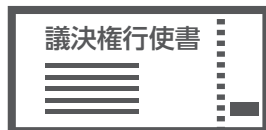
- ①感染拡大防止の観点から、可能な限り書面またはインターネット等による事前の議決権行使をいただき、当日のご来場をお控えくださいますようお願い申し上げます。
 - ②ご来場の株主様は、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
 - ③受付時に以下の感染予防措置を実施いたしますので、ご理解のほどお願い申し上げます。当該予防措置にご協力いただけない場合には、ご出席をお断りさせていただくことになりますので、あらかじめご了承ください。
 - 1) アルコール消毒の実施
 - 2) マスクの着用
 - 3) 検温の実施
 - ④他の株主様の健康・安全の確保のため、発熱が確認された方、異常な症状が確認された方、その他ご出席いただくことが適切でないと判断される方につきましては、ご出席をお断りさせていただく（または、退席をお願いする）ことになりますので、あらかじめご了承ください。
 - ⑤感染拡大防止のため、座席の間隔を拡げることから、ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。あらかじめご了承ください。
 - ⑥感染拡大防止のため開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）及び決議事項の詳細な説明を省略させていただく予定でございます。株主様におかれましては、招集通知及び当社ウェブサイトに掲載する株主総会関係書類を事前にご覧いただきますようお願い申し上げます。
 - ⑦株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により、会場や開始日時を変更する場合及び上記対応等の当日の運営を変更する場合には、インターネット上の当社ウェブサイトにおいてお知らせいたしますので、ご来場の株主様は、事前に必ずご確認ください。
- 当社ウェブサイト (<https://www.smcon.co.jp>)

議決権行使のご案内

株主総会に当日ご出席される場合

株主総会開催日時 2022年 6月29日(水) 午前10時

同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。
また、議事資料として本冊子をご持参ください。



(株主総会会場) 当社本店(2階会議室)

- 議決権の代理行使をされる場合は、議決権を有する株主の方1名に限り、代理人として株主総会にご出席いただけます。この場合、委任状等の代理権を証明する書面を当社にご提出ください。(株主様でない代理人及び同伴の方など株主様以外の方は、株主総会にご出席いただけません。)

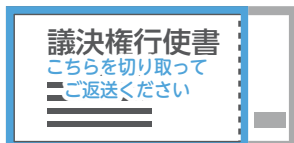
株主総会に当日ご出席されない場合

議決権行使期限 2022年 6月28日(火) 午後5時45分



郵送

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご記入いただき、下記のように切り取ってご投函ください。



インターネット

当社指定の議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net/>

にて各議案に対する賛否をご入力ください。
詳細は04ページから05ページをご覧ください。



携帯電話やスマートフォンなどによる議決権行使は、バーコード読取機能を利用して左の「QRコード」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。

スマートフォンでの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

- 議決権行使書面において、各議案につき賛否のご表示のない場合、賛成の意思表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- 議決権行使書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。

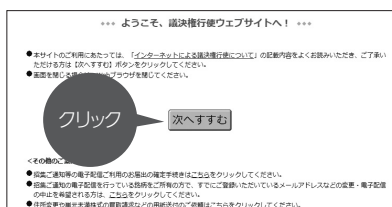
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによりのみ可能です。なお、スマートフォンをご利用の方は同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

インターネット等によるアクセス方法

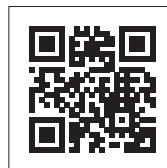
1 議決権行使ウェブサイトへアクセス

議決権行使ウェブサイトURL <https://www.web54.net/>

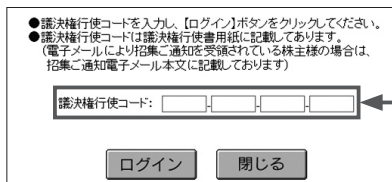


携帯電話やスマートフォンなどの場合、議決権行使書用紙左下に記載のQRコード®を読み取ってアクセスいただくことも可能です。

(QRコードは、株式会社デンソーウェーブの登録商標です。)

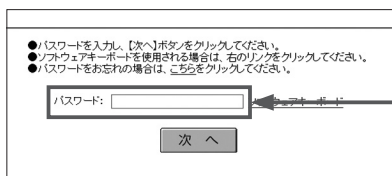


2 ログイン



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「議決権行使コード」を入力

3 パスワードの入力



お手元の議決権行使書用紙の左下に記載された「パスワード」を入力

以降は画面の指示に従って賛否をご入力ください。

議決権行使ウェブサイトのご利用に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行株式会社

証券代行ウェブサポート専用ダイヤル

☎ 0120-652-031 (午前9時～午後9時)

パスワードのお取り扱い

- パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認する手段です。本総会終了まで大切に保管願います。
- パスワードのお電話によるご照会にはお答えいたしかねます。
- パスワードは、一定回数以上間違えるとロックされ使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従って手続きください。

議決権電子行使プラットフォームについて

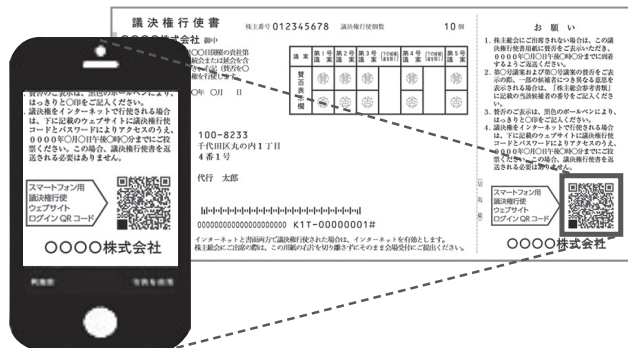
機関投資家の皆様は、株式会社 ICJ が運営する議決権電子行使プラットフォームをご利用いただけます。

「スマート行使」による方法

「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

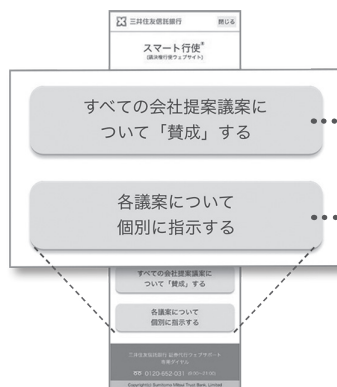
※上記方法での議決権行使は1回に限ります。

1 QRコードを読み取る

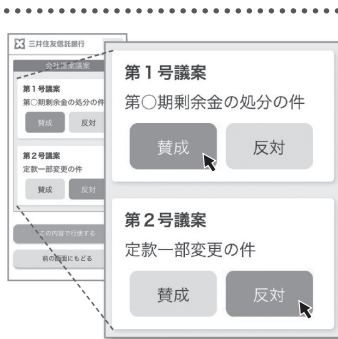


スマートフォンやタブレット端末で、同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取る

2 議決権行使方法を選ぶ



3 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って行使完了です。

※一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合には、再度QRコードを読み取り、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力ください。

議決権行使ウェブサイト画面が開くので、議決権行使方法を選ぶ

画面の案内に従って各議案の賛否を選択

議案及び参考事項

第1号議案

剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

・期末配当に関する事項

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案し利益配分を決定する方針としております。

第19期の期末配当につきましては、上記方針のもと、今後の業績等を総合的に勘案いたしまして、次のとおりとさせていただきますと存じます。

1

配当財産の種類

金銭といたします。

2

配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当期は、大型建築工事における採算悪化に伴い、大幅な損失を計上いたしました但、今後想定される損失を当期に一括して処理したことによる一過性のものと考えており、今後の業績等を総合的に勘案し、前期より2円増配し、1株につき年20円といたしたく存じます。

なお、この場合の配当総額は3,125,810,460円となります。

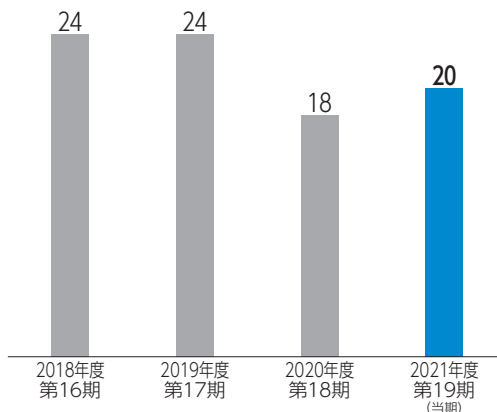
3

剰余金の配当が効力を生じる日

2022年6月30日といたしたいと存じます。

(ご参考) 当社普通株式1株当たり配当金の推移

(円)



第2号議案

定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- ①変更案第13条の2第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。また、変更案第13条の2第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- ②株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第13条の2）は不要となるため、これを削除するものであります。
- ③上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 提案の内容

変更の内容は以下のとおりであります。

（下線部は変更箇所を示しております。）

現 行 定 款	変 更 案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	（削 除）
第13条の2 当社は、株主総会の招集に際し、 <u>株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示すべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u>	

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	(電子提供措置等) 第13条の2 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u> 2. 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権行使の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
(新 設)	附則 第1条 変更前定款第13条の2 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第13条の2 (電子提供措置等)の新設は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日(以下、<u>施行日</u>という。)から効力を生ずるものとする。 第2条 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、<u>変更前定款第13条の2 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u>はなお効力を有する。 第3条 前二条および本条は、<u>施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第3号議案

取締役9名選任の件

現在の取締役全員（10名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役会がより一層の独立した客観的な立場から経営に対する監督を行い、かつ機動的な意思決定を行うため、取締役会の構成を見直し、取締役を1名減員することとし、取締役9名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであり、当社が国内外の土木工事業、建築工事業を主体とした総合建設会社であるという観点から両事業に対する相当程度の知見を有するとともに、ガバナンス、資金調達、企業管理に精通した者をジェンダーや国際性の面を含む多様性に考慮してバランスよく取締役会の構成員とすることを基本方針としております。また、取締役候補者の選任方針及び具体的な候補者の選任案については、構成員の過半数を独立社外取締役・非常勤の社外監査役とする指名・報酬諮問委員会で協議のうえ、その意見を最大限に尊重し、取締役会で決定しております。

なお、本議案が原案どおり承認され、候補者がそれぞれ取締役に就任いたしますと、取締役9名中4名が東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となります。

候補者 番号	氏名	属性	地位	担当	出席回数/取締役会
1	あら い ひで お 新井 英雄	再任 男性	取締役会長		19回/19回(100%)
2	こんどう しげ とし 近藤 重敏	再任 男性	代表取締役社長 執行役員社長		19回/19回(100%)
3	きみじま しょうじ 君島 章兒	再任 男性	代表取締役 執行役員副社長	管理本部・国際本部管掌 監査部・秘書室担当役員	19回/19回(100%)
4	しば た とし お 柴田 敏雄	再任 男性	代表取締役 専務執行役員	土木本部長	19回/19回(100%)
5	さが ら たけし 相良 毅	再任 男性	取締役 専務執行役員	安全環境生産管理本部担当 DX推進担当	15回/15回(100%)
6	ささもと さき お 笹本 前雄	再任 社外 独立役員 男性	取締役		19回/19回(100%)
7	すぎ え じゅん 杉江 潤	再任 社外 独立役員 男性	取締役		19回/19回(100%)
8	ほそかわ たま お 細川 珠生	再任 社外 独立役員 女性	取締役		19回/19回(100%)
9	かわ だ つかさ 川田 司	再任 社外 独立役員 男性	取締役		15回/15回(100%)

候補者
番号

1

あら い ひで お
新井 英雄

再任

男性

生年月日

1955年1月11日生

取締役会への出席状況

19回／19回(100%)

所有する当社株式の数

87,874株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 住友建設株式会社入社
2001年7月 同社土木本部土木統括部技術部長
2003年4月 当社土木事業本部土木統括部土木技術部長
2010年4月 当社執行役員、東京土木支店長
2011年4月 当社常務執行役員
2012年4月 当社土木本部長
2012年6月 当社取締役
2013年4月 当社専務執行役員
2015年4月 当社代表取締役社長、執行役員社長
2021年4月 当社代表取締役会長
2022年4月 当社取締役会長(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し、社長在任期間中には所期の目標を達成するなど豊富な経験を有しており、会長就任後も近藤社長とともにコーポレート・ガバナンスの強化と経営体制の一層の充実に取り組み、職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番号

2

こん どう しげ とし
近藤 重敏

再任

男性

生年月日

1965年12月24日生

取締役会への出席状況

19回／19回(100%)

所有する当社株式の数

52,729株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1988年4月 株式会社住友銀行入行
2010年4月 株式会社三井住友銀行法人審査第一部 上席審査役
2013年4月 同行浅草橋法人営業部副部長
2015年4月 同行名古屋法人ソリューションセンター長、法人戦略部 部長
2017年4月 当社理事、企画部・関連事業部担当
2018年4月 当社常務執行役員、企画部長
2019年4月 当社専務執行役員
2019年6月 当社取締役
2020年4月 当社経営企画本部長
2021年4月 当社代表取締役社長(現任)、執行役員社長(現任)

取締役候補者とした理由

銀行在籍時代の経験をはじめ、当社経営企画部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、新井会長とともにコーポレート・ガバナンスの強化と経営体制の一層の充実に取り組み、経営トップとしての職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番 号

3

きみじま
君島

しょうじ
章兒

再任

男性

生年月日

1955年7月29日生

取締役会への出席状況

19回／19回(100%)

所有する当社株式の数

62,173株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 住友建設株式会社入社
1999年6月 同社管理本部総務部長
2003年4月 当社国際事業部総務部長
2011年4月 当社執行役員
2012年4月 当社秘書室担当役員(現任)
2013年4月 当社常務執行役員、管理本部長
2013年6月 当社取締役
2016年4月 当社専務執行役員
2019年4月 当社代表取締役(現任)、執行役員副社長(現任)、
国際本部管掌(現任)、監査部担当役員(現任)
2019年10月 当社管理本部長
2021年4月 当社管理本部管掌(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来経営管理部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、管理本部・国際本部管掌として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番 号

4

しば た
柴田

とし お
敏雄

再任

男性

生年月日

1962年12月8日生

取締役会への出席状況

19回／19回(100%)

所有する当社株式の数

29,499株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年4月 三井建設株式会社入社
2003年4月 当社土木事業本部土木統括部土木設計第二部
2012年4月 当社土木本部土木技術部長
2018年4月 当社執行役員
2019年4月 当社東京土木支店長
2020年4月 当社常務執行役員、土木本部長(現任)
2020年6月 当社取締役
2022年4月 当社代表取締役(現任)、専務執行役員(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来土木部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、土木本部長として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者番号

5

さがら
相良

たけし
毅

再任

男性

生年月日

1957年9月8日生

取締役会への出席状況

15回／15回(100%)

所有する当社株式の数

39,032株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1981年4月	三井建設株式会社入社
2003年4月	当社東京建築支店作業所長
2007年7月	当社九州支店建築部長
2012年4月	当社九州支店長
2013年4月	当社執行役員
2015年4月	当社常務執行役員、建築本部工事部門統括
2016年4月	当社生産管理本部長
2019年4月	当社専務執行役員(現任)、安全環境生産管理本部長
2021年4月	当社安全環境生産管理本部担当(現任)、DX推進担当(現任)
2021年6月	当社取締役(現任)

取締役候補者とした理由

入社以来建築部門及び生産管理部門の要職を歴任し豊富な経験を有しており、安全環境生産管理本部担当、DX推進担当として職責を十分に果たしていることから、引き続き、取締役として選任することが適切と判断いたしました。

候補者
番号

6

ささもと
笹本

さき お
前雄

再任

社外

独立

男性

生年月日

1950年12月24日生

取締役会への出席状況

19回／19回(100%)

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1974年4月	日本鋼管株式会社入社
1999年12月	同社総務・人事部門土地活用統括グループリーダー
2001年4月	同社総務・人事部門法務・総務統括グループリーダー
2003年4月	J F E ホールディングス株式会社総務・法務部門 理事
2005年4月	同社常務執行役員 総務・法務部門長
2005年8月	同社常務執行役員 総務部長
2008年4月	同社専務執行役員
2009年6月	J F E ライフ株式会社代表取締役社長
2012年6月	J F E ホールディングス株式会社監査役
2016年6月	当社取締役(現任)

1. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

- 1) 笹本前雄氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏の経営に関する豊富な経験を当社の経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第19期事業報告(4.役員に関する事項 (6)社外役員に関する事項 ③当事業年度における主な活動状況)に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 3) 上記2)の企業経営を通じて培った豊富な経験から当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただくことに加えて、指名・報酬諮問委員会の議長として、役員人事及び役員報酬体系への関与などを通じて、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。

2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏は当社と取引関係のある J F E ホールディングスグループに長年在籍しておりましたが(2016年6月に同社グループの全ての役職を退任)、当社グループと同社グループの年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループ及び同社グループそれぞれの連結売上高の1%未満であります。当社は同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって6年となります。

候補者
番号

7

すぎえ
杉江

じゅん
潤

再任

社外

独立

男性

生年月日

1956年6月23日生

取締役会への出席状況

19回／19回(100%)

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1979年4月 大蔵省(現財務省)入省
2007年7月 国税庁 調査査察部長
2008年7月 関東信越国税局長
2009年7月 国税庁 長官官房審議官(国際担当)
2011年7月 東京国税局長
2012年12月 株式会社証券保管振替機構 審議役
2014年6月 同社常務取締役
株式会社ほふりクリアリング 常務取締役
2015年7月 株式会社証券保管振替機構 常務執行役
2017年5月 株式会社I DOM 社外取締役(現任)
2018年4月 一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事(現任)
2019年6月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

- ・株式会社I DOM 社外取締役
- ・一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事

1. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

- 1) 杉江潤氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏の会計・税務分野における高度な専門知識、ならびに経営に関する幅広い経験と見識を当社の経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第19期事業報告(4.役員に関する事項 (6)社外役員に関する事項 ③当事業年度における主な活動状況)に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 3) 上記2)の会計・税務分野における高度な専門知識、経営に関する幅広い経験と見識から当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただくことに加えて、指名・報酬諮問委員会の委員として、役員人事及び役員報酬体系への関与などを通じて、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。
- 4) 同氏が社外取締役を務めている株式会社I DOMは、2017年12月に、景品表示法第5条の規定により禁止されている同条第2号に該当する不当な表示を行っていたとして、消費者庁から措置命令を受けました。同氏は当該事実が判明するまで、当該事実を認識しておりませんでした。日頃から法令遵守の観点から提言を行ってまいりました。当該事実の判明後は、取締役及び使用人から問題となった行為について詳細な報告を受け、問題点を把握するとともに、広告物の社内審査体制の強化、社内における法令研修等の再発防止策について検証しました。

2. 社外取締役候補者の独立性について

当社は、同氏が兼職する株式会社I DOM及び一般社団法人投資信託協会と当社との間には取引関係がないこと等に照らし、一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

候補者
番号

8

ほそかわ
細川

たま お
珠生

再任

社外

独立

女性

生年月日

1968年7月12日生

取締役会への出席状況

19回／19回(100%)

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1993年5月 ジャーナリスト(現任)
2003年10月 品川区教育委員
2004年4月 星槎大学非常勤講師(現代政治論)
2016年1月 学校法人千葉工業大学 理事
2017年6月 公益財団法人国家基本問題研究所 理事(現任)
2019年6月 当社取締役(現任)
2021年4月 内閣府 男女共同参画会議 議員(現任)、
東京都 情報公開・個人情報保護審議会 委員(現任)

重要な兼職の状況

- ・ジャーナリスト
- ・公益財団法人国家基本問題研究所 理事
- ・内閣府 男女共同参画会議 議員
- ・東京都 情報公開・個人情報保護審議会 委員

1. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

- 1) 細川珠生氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏のジャーナリストとしての客観的な視点及び幅広い見識を当社の経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第19期事業報告(4.役員に関する事項 (6)社外役員に関する事項 ③当事業年度における主な活動状況)に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 3) 上記2)のジャーナリストとして培った客観的な視点や幅広い見識から当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただくことに加えて、指名・報酬諮問委員会の委員として、役員人事及び役員報酬体系への関与などを通じて、経営陣の監督に努めていただくこと、さらに当社の女性活躍推進及びダイバーシティ&インクルージョンの実現に関与していただくことを期待しております。

2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏は当社と取引関係のある学校法人千葉工業大学の理事に就任しておりましたが(2020年1月退任)、当社グループと同法人の年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループの連結売上高の1%未満であります。当社は同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって3年となります。

4. 細川珠生氏の戸籍上の氏名は、片平珠生であります。

候補者
番号

9

かわだ
川田

つかさ
司

再任

社外

独立

男性

生年月日

1955年3月28日生

取締役会への出席状況

15回／15回(100%)

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1977年4月 外務省入省
1995年1月 外務省総合外交政策局人権難民課長
1999年2月 在フィリピン日本大使館参事官
2001年2月 在フランス日本大使館公使
2003年6月 外務報道官組織・報道広報担当参事官 兼 文化交流部参事官
2005年8月 シドニー総領事
2007年9月 ストラスブール総領事
2009年7月 東京都知事本局儀典長
2010年6月 外務省領事局長
2011年9月 駐アルジェリア特命全権大使
2014年10月 国際テロ対策・組織犯罪対策担当特命全権大使
2016年6月 沖縄担当特命全権大使
2018年6月 駐ポーランド特命全権大使
2020年11月 外務省退職
2021年2月 三井住友海上火災保険株式会社 顧問(現任)
2021年6月 当社取締役(現任)

重要な兼職の状況

・三井住友海上火災保険株式会社 顧問

1. 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要等

- 1) 川田司氏は会社法施行規則第2条第3項第7号に規定する社外取締役候補者であります。
- 2) 同氏は外務省在職期間中、各国大使などの要職を歴任され、培われた国際分野に関する高度な専門知識と経験を、当社の海外事業部門の強化やグローバル化の推進など当社経営に引き続き活かしていただくべく、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏は社外取締役としての在任期間中、当社の取締役としての職責を十分に果たしており、当事業年度においても第19期事業報告(4.役員に関する事項 (6)社外役員に関する事項 ③当事業年度における主な活動状況)に記載のとおり職責を全うしていることから、社外取締役としての職責を適切に遂行していただけるものと判断しております。
- 3) 上記2)の国際分野に関する高度な専門知識と経験から当社経営上有益な指摘や意見を独立した客観的立場からいただくことに加えて、指名・報酬諮問委員会の委員として、役員人事及び役員報酬体系への関与などを通じて、経営陣の監督に努めていただくことを期待しております。

2. 社外取締役候補者の独立性について

同氏は当社と取引関係のある三井住友海上火災保険株式会社の顧問に就任しており、当社グループと同社グループの年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループ及び同社グループそれぞれの連結売上高の1%未満であります。当社は同氏が一般株主と利益相反の生じる恐れが無く十分な独立性を有していると判断し、東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員として届け出ており、同氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、独立役員としての届出を継続する予定であります。

3. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数

同氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

(注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

2. 笹本前雄氏、杉江潤氏、細川珠生氏及び川田司氏とは、それぞれ当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。4氏が取締役に再選され、社外取締役に就任したときは、当社はそれぞれ4氏との間で、上記責任限定契約を継続する予定であります。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被ることになる損害賠償金や訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。再任予定の候補者全員はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

第4号議案

監査役2名選任の件

監査役原田道男氏及び監査役星幸弘氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、監査役候補者の選任方針及び具体的な候補者の選任案については、構成員の過半数を独立社外取締役・非常勤の社外監査役とする指名・報酬諮問委員会で協議のうえ、その意見を最大限に尊重し、取締役会で決定しております。また、本議案については、監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	1	はら だ 原田	みち お 道男	再任	男性
生年月日	1958年11月25日生	略歴、地位及び重要な兼職の状況			
取締役会への出席状況	19回／19回(100%)	1981年4月	住友建設株式会社入社		
監査役会への出席状況	14回／14回(100%)	2003年4月	当社財務統括部経理部集中事務センター		
所有する当社株式の数	11,782株	2004年7月	当社北海道支店総務部経理チームリーダー		
		2011年6月	当社監査部長		
		2018年6月	当社常勤監査役(現任)		

1. 監査役候補者とした理由

入社以来事務部門及び監査部門における豊富な経験を有し、常勤監査役就任後も、長年培った内部監査等の経験を活かし、当社の監査役としての職責を十分に果たしていることから、引き続き、監査役として選任することが適切と判断いたしました。

2. 監査役候補者が当社の監査役に就任してから年数

同氏の監査役としての在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

2

くろかわ はるまさ
黒川 晴正

新任

社外

独立

男性

生年月日

1957年6月5日生

所有する当社株式の数

0株

略歴、地位及び重要な兼職の状況

1981年4月 住友金属鉱山株式会社入社
2004年6月 同社金属事業本部銅・貴金属事業部東予工場長
2007年1月 同社金属事業本部ニッケル工場長
2008年4月 同社金属事業本部事業室長
2011年6月 同社執行役員 金属事業本部副本部長
2013年6月 同社執行役員 技術本部副本部長
2014年6月 同社常務執行役員 技術本部長
2017年6月 同社取締役、専務執行役員 材料事業本部長
2019年4月 同社取締役、専務執行役員 電池材料事業本部長兼DKP推進室長
2019年6月 同社顧問(現任)
2020年11月 株式会社エンビプロ・ホールディングス 顧問(現任)
2021年1月 東京大学生産技術研究所 特任教授(現任)

重要な兼職の状況

- ・住友金属鉱山株式会社 顧問
- ・東京大学生産技術研究所 特任教授
- ・株式会社エンビプロ・ホールディングス 顧問

1. 社外監査役候補者とした理由等

- 1) 黒川晴正氏は会社法施行規則第2条第3項第8号に規定する社外監査役候補者であります。
- 2) 同氏は住友金属鉱山株式会社において製錬事業の主要拠点における工場長や、技術本部長として技術の統括業務を務めるなど、製造、技術分野等における幅広い経験及び高い知見に加え、取締役としての経営に関する経験も有しており、当社の監査役監査体制の強化に活かしていただけると判断したため、社外監査役として選任をお願いするものであります。

2. 社外監査役の独立性について

同氏は2019年6月まで当社の営業取引先である住友金属鉱山株式会社の業務執行者でありましたが、当社グループと当社グループの年間取引金額は直近3年間の平均において当社グループ及び同社グループそれぞれの連結売上高の2%未満であります。当社は同氏が一般株主と利益相反が生ずる恐れが無く十分な独立性を有していると判断しており、同氏が監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、株式会社東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員となる予定であります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 当社は監査役として有用な人材を登用または招聘すべく、監査役の当社に対する責任を限定する契約を締結できる旨を定款で定めております。これに基づき、原田道男氏と当社との間で、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、法令が定める最低責任限度額であります。同氏が監査役に再選され、監査役に就任したときは、上記責任限定契約を継続する予定であります。また、黒川晴正氏が監査役に選任され、社外監査役に就任したときは、当社は同氏との間で、上記と同様の責任限定契約を締結する予定であります。
3. 当社は役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被ることになる損害賠償金や訴訟費用を当該保険契約により填補することとしております。再任予定の候補者の原田道男氏はすでに当該保険契約の被保険者となっており、選任後も引き続き被保険者となります。また、新任の候補者の黒川晴正氏については、選任後に被保険者となります。なお、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第3号議案及び第4号議案が原案どおり承認された場合、本定時株主総会後の取締役及び監査役の知見・経験は下表のとおりとなります。

氏名	属性	地位	取締役に期待するスキル							
			企業経営	営業 マーケティング	技術・IT	財務・会計	リスクマネジメント コンプライアンス 監査	グローバル	サステナビリティ	ダイバーシティ 推進・ 人財開発
新井 英雄	男性	取締役会長	●	●	●		●	●		●
近藤 重敏	男性	代表取締役社長 執行役員社長	●	●		●	●		●	
君島 章兒	男性	代表取締役 執行役員副社長	●	●		●	●	●		●
柴田 敏雄	男性	代表取締役 専務執行役員	●	●	●				●	
相良 毅	男性	取締役 専務執行役員	●	●	●		●			
笹本 前雄	社外 独立役員 男性	取締役	●	●			●			●
杉江 潤	社外 独立役員 男性	取締役	●	●		●	●	●	●	●
細川 珠生	社外 独立役員 女性	取締役		●				●	●	●
川田 司	社外 独立役員 男性	取締役				●	●	●		●
原田 道男	男性	常勤監査役				●	●			
加藤 善行	社外 独立役員 男性	常勤監査役		●		●	●			
徳永 尚登	男性	常勤監査役				●	●			
村上 愛三	社外 独立役員 男性	監査役	●				●		●	
黒川 晴正	社外 独立役員 男性	監査役	●	●	●			●		

(注) 1. 上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。
2. 上記一覧表のうち、「グローバル」、「サステナビリティ」、「ダイバーシティ推進・人財開発」に関するスキルは下記のとおり定義しております。

「グローバル」…………… 海外事業戦略の立案や実施に必要な知見・スキル、グローバル特有なリスク管理の実施に必要な知見・スキル
「サステナビリティ」…………… SDGsやESGなど、社会の持続性に関する諸問題(環境、生物多様性、人権など)への対応を企業経営に反映させるための知見・スキル
「ダイバーシティ推進・人財開発」…………… 今後の経営・事業において重要であるダイバーシティを推進し得る知見・スキル、人財の育成や開発を実行し得る知見・スキル

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期におけるわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による厳しい状況が徐々に緩和される中で、持ち直しの動きが見られたものの、変異株による感染再拡大や原材料価格の高騰、世界的な供給制約等により、依然として予断を許さない状況が続いております。

先行きにつきましては、経済社会活動が正常化に向かう中で、各種政策の効果や海外経済の改善もあって、景気は持ち直していくことが期待されますが、ウクライナ情勢等による不透明感がみられる中、国際金融資本市場や資源価格、海外経済の動向等を通じた影響については、不確実性が高く、十分注視する必要がある状況が続くものと見込まれます。

国内建設市場におきましては、国土強靱化対策をはじめとする公共事業投資は堅調に推移しましたが、民間設備投資は持ち直しの動きが見られるものの、建設資材の価格高騰等の影響もあり、競争環境は厳しい状況が続いております。

このような状況の下、当社グループにおきましては、社員及び取引先をはじめとするあらゆるステークホルダーの安全と健康を守り、安定的に事業運営を継続していくための対策を講じることを最重要課題として対応してまいりました。また、最終年度を迎えた「中期経営計画2019-2021」に掲げる施策や投資を推進し、経営基盤の確立に計画的に取り組んでまいりました。

当期における当社グループの連結業績につきましては、売上高は、前期比で183億円減少し、4,033億円となりました。損益につきましては、当期において、大型建築工事における採算が大幅に悪化したことから、営業損失75億円（前期は営業利益156億円）、経常損失83億円（前期は経常利益131億円）、親会社株主に帰属する当期純損失70億円（前期は親会社株主に帰属する当期純利益87億円）となりました。

連結売上高

4,033億円

前期比

183億円減

営業損益

△75億円

前期

156億円

経常損益

△83億円

前期

131億円

親会社株主に帰属する
当期純損益

△70億円

前期

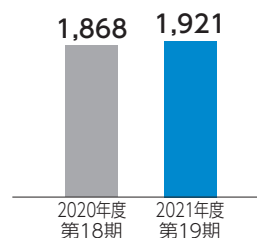
87億円

土木部門・建築部門それぞれのセグメント業績は以下のとおりであります。なお、部門ごとのデータは、内部売上高、または振替高を含めて記載しております。

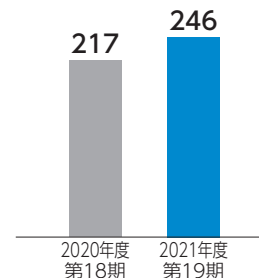
土木部門

売上高は、前期、株式取得した連結子会社の増加などにより1,921億円（前期比2.8%増加）となりました。売上総利益は、売上高の増加に加え、工事採算の改善により246億円（前期比13.4%増加）となりました。

売上高 (億円)



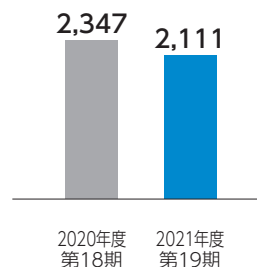
売上総利益 (億円)



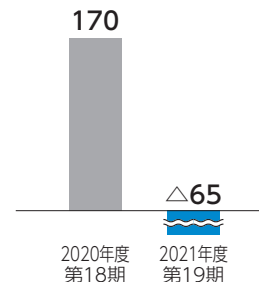
建築部門

売上高は、大型工事の多くが施工の初期段階にあったうえ、当期受注の時期の遅れなどの影響により2,111億円（前期比10.1%減少）となりました。売上総損失は、当期において、特定の大型工事における採算が大幅に悪化したことから65億円（前期は売上総利益170億円）となりました。

売上高 (億円)



売上総損益 (億円)



当社部門別の受注高、完成工事高、繰越高及び当期の主な受注工事、完成工事につきましては、以下のとおりであります。

① 当社部門別の受注高・完成工事高・繰越高

(単位：百万円)

工 事 部 門	前期繰越高	当期受注高	当期完成工事高	次期繰越高
土 木	332,055	116,255	127,965	320,345
建 築	369,333	193,314	175,999	386,648
合 計	701,389	309,569	303,964	706,994

当期受注高の構成比率：

土木工事 37.6%

建築工事 62.4%

官民比率：

官公庁工事 38.4%

民間工事 61.6%

(注) 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、受注高・完成工事高・繰越高については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

② 当期の主な受注工事

発 注 者 名	工 事 名 称
中日本高速道路株式会社	東名阪自動車道(特定更新等) 佐屋高架橋(下り線) 床版取替工事
国土交通省	令和3年度 岩国・大竹道路 岩国トンネル工事
静岡県	令和3年度[第33-K2530-01号] 二級河川馬込川 地震・高潮対策工事(水門本体工)
埼玉県川口市	戸塚環境センター施設整備工事
岩城製菓佐倉工場株式会社	岩城製菓佐倉工場株式会社 新注射剤ライン構築プロジェクト
千代田インターナショナル インドネシア社(千代田化工建設 株式会社インドネシア子会社)	インドネシア新規銅精錬所エリアA土建工事(※)

(注) (※)はSMCCウタマインドネシアの受注工事であり、その他は当社の受注工事であります。

③ 当期の主な完成工事

発 注 者 名	工 事 名 称
スリランカ民主社会主義共和国 高等教育高速道路省 道路開発庁	ケラニ河新橋建設事業 パッケージ2
宮城県	(仮) 鎮守大橋上部工工事(中央)
中国電力株式会社	三隅発電所2号機ばい煙処理装置基礎他工事
三井不動産レジデンシャル株式会社	(仮称) 千葉県鴨川市浜荻計画
三菱地所株式会社	大手町二丁目常盤橋地区第一種市街地再開発事業D棟新築工事
東京建物株式会社	(仮称) Brillia有明Ⅳ計画

(注) 全て当社の完成工事であります。

(2) 資金調達及び設備投資等の状況

当社は、運転資金の安定的かつ機動的な調達手段として、主要取引金融機関とシンジケートローン及びシンジケート方式によるコミットメントライン契約を締結しております。シンジケートローンの残高は、当連結会計年度中の調達により28億円増加し、期末残高は595億円となりました。

コミットメントライン契約については、2016年3月に締結した借入限度額200億円及び2020年5月に運転資金枠として締結した借入限度額300億円をそれぞれ同条件にて契約を更新いたしました。また、2020年6月に締結したコミットメントライン契約については、借入限度額を見直しのうえ200億円にて契約を更新いたしました。なお、当連結会計年度末現在において、これら3契約に基づく借入実行残高はありません。

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は当社グループ全体で33億円であり、主なものは、工事用機械の購入等であります。

(3) 他の会社の株式の取得または処分状況

- ① 当社は、2021年12月23日付にて、Antara Koh Private Limitedの全株式を当社が取得し、完全子会社化することに関して、株式譲渡契約を締結し、2022年2月15日に全株式を取得いたしました。
- ② 当社は、2022年1月25日開催の取締役会において、連結子会社である三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社の株式を追加取得するとともに、同社が保有するドーピー建設工業株式会社（孫会社）の全株式を当社が現物配当により取得することで、両社を完全子会社とすることを決議し、2022年4月1日に両社の全株式を取得しております。

(4) 対処すべき課題

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、当社といたしましては、引き続き、社員及び関係先の安全、メンタル面を含めた健康を最優先に対応しつつ、社会情勢の推移を慎重に見極め、適時的確な判断と速やかな対策実施により、事業計画の確実な遂行を目指してまいります。
 - ② 当社施工の横浜市所在マンションの事案につきましては、2017年11月28日付にて、本件マンションの発注者の1社である三井不動産レジデンシャル株式会社（以下、「レジデンシャル社」といいます。）が、本件マンション全棟の建替え費用等の合計約459億円（その後2018年7月11日付にて約510億円に増額）を当社ならびに杭施工会社2社に対し求償する訴訟を提起しておりますが、レジデンシャル社の請求は、根拠、理由を欠くものであると考えており、引き続き裁判において、当社の主張を適切に展開してまいります。
 - ③ 当期において、大型建築工事における採算悪化により大幅な損失を計上いたしました。原因としては、想定外の要因が複合し、大幅な工法変更を余儀なくされたことにより、今後想定される損失を当期に一括して処理したことによるものであります。当社といたしましては、事前の技術上の検討が不十分であったことが主要因であることを踏まえ、受注前の審査を厳格にするための体制の強化、受注後における作業所支援体制について、組織体制及び人員体制をより強化いたしました。
- 加えて、フロントローディング体制の構築による工事リスクの早期把握と施工計画への反映等、速やかに具体的な対策を講じております。

(5) 中長期的な会社の経営戦略

当社グループは、2019年に策定した長期ビジョン「2030年の将来像」の実現に向けて、「新しい価値で『ひと』と『まち』をささえてつなぐグローバル建設企業」を目指しております。「2030年の将来像」へのファーストステージとなる「中期経営計画2019-2021」では、「変革の加速」をテーマに各施策を推進してまいりましたが、新型コロナウイルス感染症の拡大によって、当社グループを取り巻く環境は大きく変化しました。

今般、当社グループは、「2030年の将来像」に向けたセカンドステージとして「中期経営計画2022-2024」を策定し、テーマを「新たな成長へ～サステナブル社会の実現に向けて～」と設定いたしました。社会が大きく変化する中、その要請に技術とサービスで応え続けることで、持続可能な社会の実現、そして当社グループの持続的な成長を目指してまいります。

また、2021年12月には、当社グループがサステナビリティ経営を目指すことを表明するサステナビリティ基本方針の策定、2022年3月には、当社として優先的に取り組むべき重要課題（マテリアリティ）の見直しを行っており、より一層、社会課題解決への取組みを強化してまいります。

気候変動リスクに関する情報開示につきましては、2021年5月に気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD）への賛同を表明いたしました。今後は、TCFDの枠組みに基づき、リスクと収益機会の観点から、ガバナンス、戦略、リスク管理、目標と指標の開示内容の充実に努めてまいります。

■ 「2030年の将来像」

三井住友建設グループが目指す「2030年の将来像」

新しい価値で「ひと」と「まち」をささえてつなぐグローバル建設企業

4つの「新しい価値」によって目指す2030年の姿

1. 建設生産革命の実現 ～次世代建設生産システム～

BIM/CIM、自動化技術、データ活用などによって、「SMile 生産システム※」を実現し、生産性を向上

2. 建設から広がる多様なサービス

M&Aの活用も視野に、持続可能社会に寄与するサービスやソリューションの提供を通じて事業領域を拡大

3. サステナブルな技術

サステナビリティ基本方針に基づき、気候変動や人権など環境や社会の持続性に寄与する技術を社会に提供

4. グローバルな人材

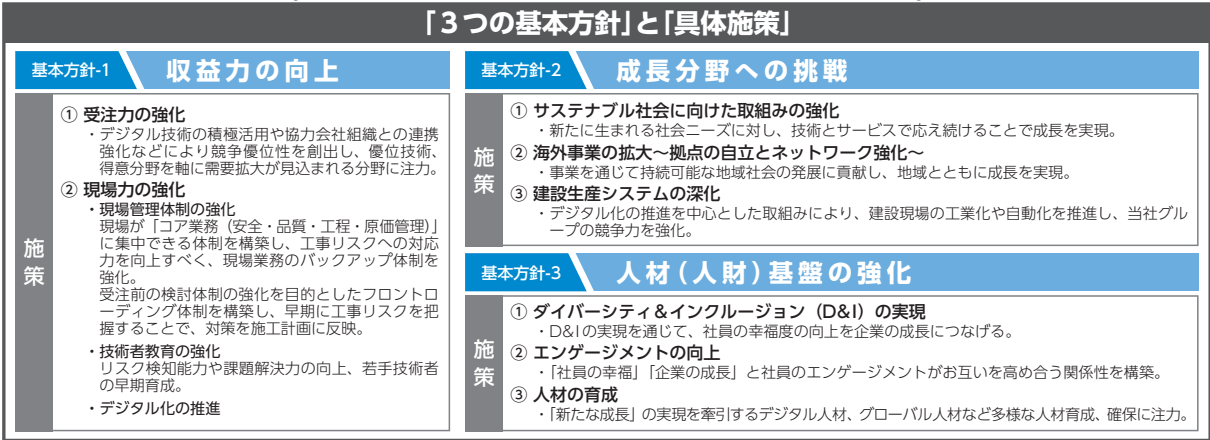
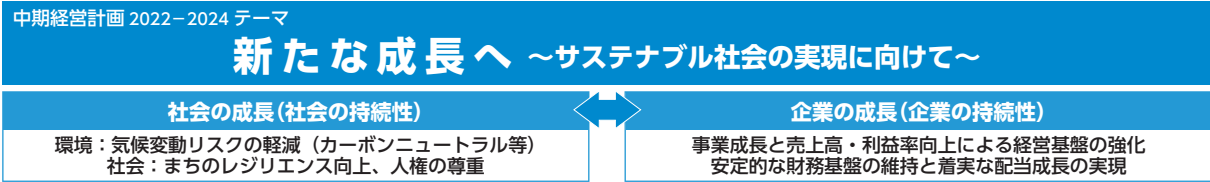
世界中で活躍する多様な人材を育成し、成長ドライバーである海外事業の拡大を支える基盤を構築

※SMile 生産システム：3次元の設計・施工計画とIoT、AI、ロボットなどのICTを実装してデジタル化され建設現場が連携する、次世代の建設生産システム

【参考：2030年イメージ（業績・財務目標）】

連結売上高	6,500億円
連結営業利益	350億円
ROE	12%以上

■「中期経営計画 2022-2024」



【経営数値目標（2024年度目標）】

・業績目標

連結売上高	5,000億円
連結営業利益	200億円

・財務目標

ROE	10%以上
総還元性向	50%程度

・非財務目標

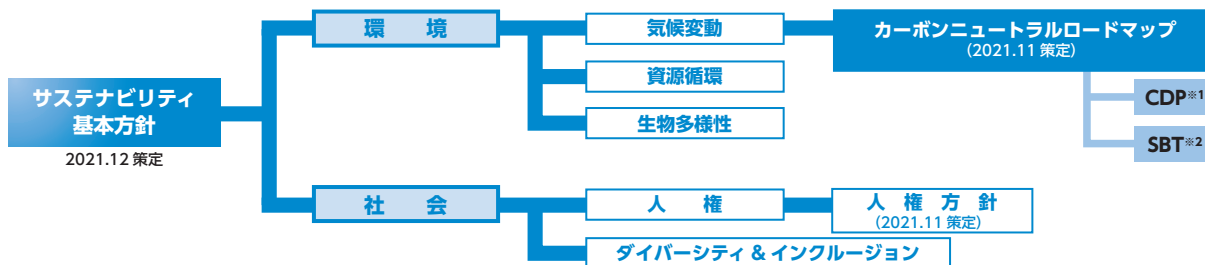
安全		死亡・重大災害「ゼロ」 度数率：0.6以下（施工部門）、0.5以下（全社）
品質		品質不具合「ゼロ」
カーボン ニュートラル	CDP評価	A
	Scope1+2	△20%（基準：2020年）
	Scope3	△10%（基準：2020年）
人権	人権DD	人権DDの定着（人権リスクへの対応）
	救済メカニズム構築	2023年度から運用
生産性		社員総労働時間あたりの完成工事高 5%向上
エンゲージメント		4.0以上（5点満点の平均）*

※「組織診断サーベイ」におけるワークエンゲージメントに関する指標

M&Aや、新たな事業の創出による事業領域の拡大も視野に、成長のための投資を継続的に実行し、海外事業の飛躍的な成長と、国内事業の堅実な成長によって、将来像の実現を目指してまいります。

■「サステナブル社会の実現に向けた取組み」

環境・社会・経済的価値を同時に実現するため、当社の姿勢を示すサステナビリティ基本方針を策定いたしました。「カーボンニュートラル」や「人権尊重」、「ダイバーシティ＆インクルージョン」への取組みを通じ、当社グループの持続的な成長に加え、持続可能な社会の実現に積極的に貢献してまいります。

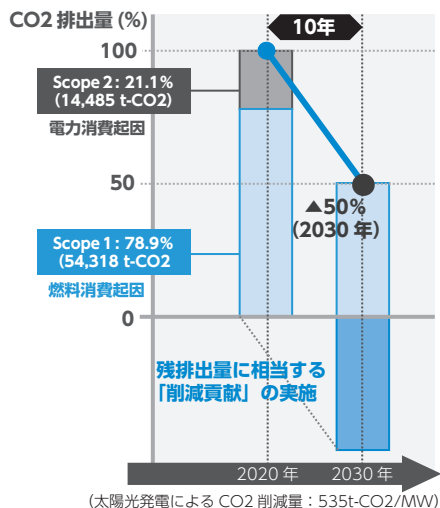


※1 CDP : Carbon Disclosure Project

※2 SBT : Science Based Targets

①カーボンニュートラルロードマップ

当社では2050年カーボンニュートラル実現に向け、意欲的な目標を掲げ、その実現に向けた積極的な取組みを進めております。



✓ Scope1+Scope2

1. **2050年までにカーボンニュートラルを実現**

2. **2030年までに50%削減 (基準年: 2020年)**

3. **2030年までに実質カーボンニュートラル※を実現**
 ※再エネ発電事業などによる削減貢献の実施含む

✓ Scope3

4. **2030年までに25%削減 (基準年: 2020年)**

気候変動対策への投資とICP※導入

気候変動対策のための投資枠を設定し、投資案件の評価にICPを導入

※ICP: Internal Carbon Pricing

②人権方針

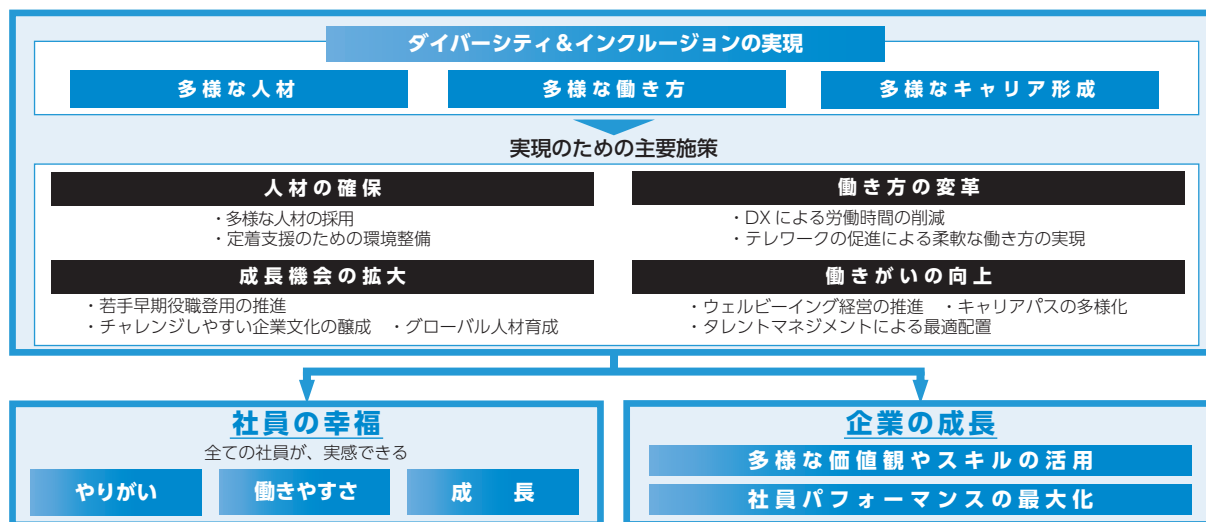
当社は、人権を尊重し、人を大切にする企業を実現するため、人権方針を策定し、人権への取り組みを進めてまいります。

本方針の策定により、今後、バリューチェーンにおける人権デュー・デリジェンスのプロセスを通じて、事業活動における人権への影響を特定・評価するとともに、リスクの回避・軽減に向けた対策を講じてまいります。

また、実効的な苦情処理メカニズムの構築、適切な情報公開を進めるほか、継続的な人権教育等を通して、人権尊重の企業風土を醸成してまいります。

③ダイバーシティ＆インクルージョンの実現

多様な考え方や価値観を尊重する企業風土を作り、ダイバーシティ＆インクルージョンの実現を図ること
で、社員の幸福度の向上を企業の成長につなげてまいります。



■「重要課題（マテリアリティ）の見直し」

2022年3月に当社及びステークホルダーにとって重要な影響を及ぼす課題を再評価・再審議し、重要課題（マテリアリティ）を見直しております。

マテリアリティ・マトリックス

- 1 持続可能な社会の実現 2 安全で快適な社会の実現 3 魅力ある職場環境実現と人材の確保・育成 4 経営基盤の強化



事業活動の前提となる重要課題

企業経営の基盤となる課題

- ガバナンスの高度化
- リスクマネジメントの推進
- コンプライアンスの強化
- 安定的な収益基盤の構築

建設事業者としての使命である重要課題

- 生活の質の向上をささえる街づくり・住まいづくり
- 長寿命で災害に強いインフラの構築
- インフラ整備による社会経済発展の支援

(6) 配当政策

当社は、企業体質の強化及び将来の事業展開に備えて内部留保の充実を図りつつ、安定的な配当政策を維持することを基本とし、業績の推移と今後の経営環境等を総合的に勘案して利益配分を決定する方針としております。

「中期経営計画2022-2024」における株主還元方針は、財務体質の健全性を維持しつつ、総還元性向（連結）50%を目安に、自己資本配当率（DOE）3%を下限値として、安定した株主還元を実施することとしております。

当期の配当につきましては、大型建築工事における採算悪化に伴い、大幅な損失を計上いたしました。今回の損失は一過性のものと考えており、今後の業績等を総合的に勘案し、1株当たり年20円の配当を実施することといたしました。

今後も安定的、継続的な配当ができるよう、「中期経営計画2022-2024」に総力を挙げて取り組み、企業価値の向上に努めてまいります。

(7) 財産及び損益の状況の推移

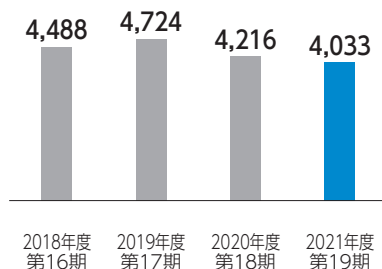
① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第16期	2019年度 第17期	2020年度 第18期	2021年度 第19期(当期)
売上高(百万円)	448,758	472,402	421,619	403,275
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	28,862	23,884	13,063	△8,340
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	18,828	15,550	8,743	△7,022
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	117.03	97.89	55.33	△44.93
総資産(百万円)	340,851	353,410	376,826	394,073
純資産(百万円)	97,953	102,443	110,308	99,701

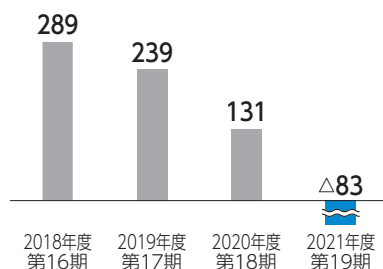
(注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

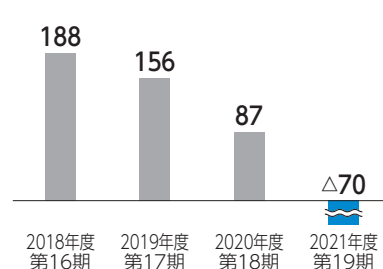
売上高 (億円)



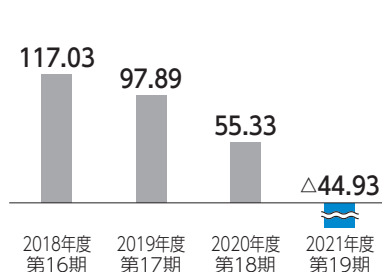
経常利益又は経常損失(△) (億円)



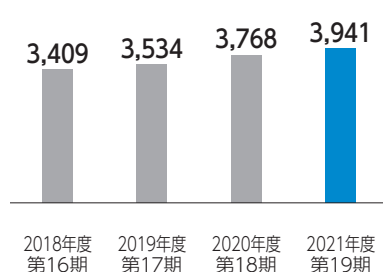
親会社株主に帰属する当期純利益又は当期純損失(△) (億円)



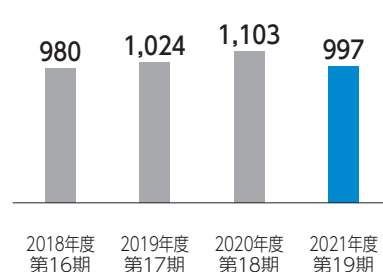
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)



総資産 (億円)



純資産 (億円)



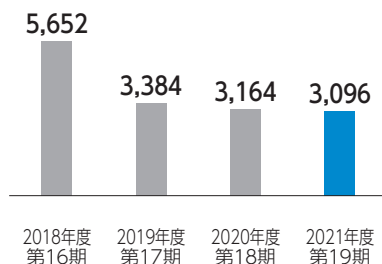
② 当社の財産及び損益の状況

区 分	2018年度 第16期	2019年度 第17期	2020年度 第18期	2021年度 第19期(当期)
受注高(百万円)	565,165	338,448	316,397	309,569
売上高(百万円)	350,076	369,412	322,217	304,387
経常利益又は経常損失(△)(百万円)	23,564	18,588	9,426	△11,471
当期純利益又は当期純損失(△)(百万円)	16,766	13,155	7,640	△8,557
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)(円)	104.21	82.81	48.34	△54.76
総資産(百万円)	274,721	284,200	299,090	315,941
純資産(百万円)	73,954	77,657	83,770	70,627

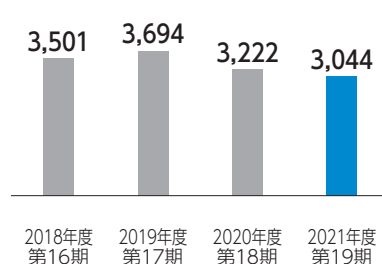
(注) 1. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は、期中平均発行済株式数により算出しております。

2. 当期より「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を適用しており、当期の財産及び損益の状況については、当該会計基準等を適用した後の数値を記載しております。

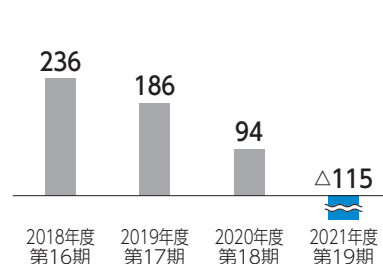
受注高 (億円)



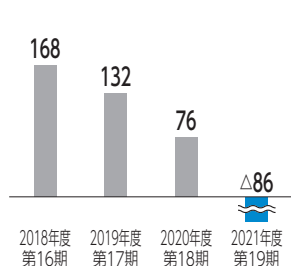
売上高 (億円)



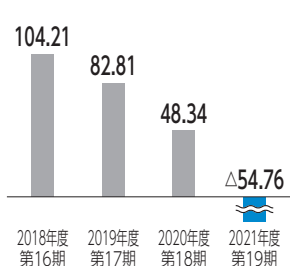
経常利益又は経常損失(△) (億円)



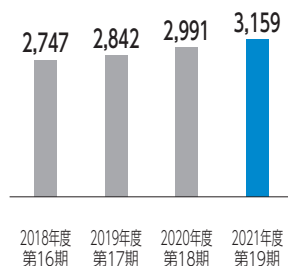
当期純利益又は当期純損失(△) (億円)



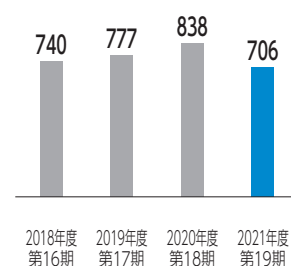
1株当たり当期純利益又は当期純損失(△) (円)



総資産 (億円)



純資産 (億円)



(8) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	事 業 内 容
三井住建道路株式会社	1,329百万円	53.9%	道路舗装他
三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社	400百万円	70.0%	橋梁工事他
ドーピー建設工業株式会社	300百万円	(70.0%)	橋梁工事他
株式会社 SMC R	216百万円	100.0%	リニューアル工事他
SMC プレコンクリート株式会社	100百万円	97.8%	コンクリート製品の製造・販売他
SMC 商事株式会社	100百万円	100.0%	建設資材販売他
SMC テック株式会社	100百万円	100.0%	仮設資機材リース他
SMC シビルテクノス株式会社	100百万円	100.0%	土木リニューアル工事他
SMC C フィリピンズ	14百万 ^{フィリピンペソ}	40.0%	総合建設業
SMC C ウタマインドネシア	35,189百万 ^{インドネシアルピア}	70.0%	総合建設業
SMC C タイランド	5百万 ^{タイバーツ}	49.0%	総合建設業
SMC C コンストラクションインド	2百万 ^{インドルピー}	100.0%	総合建設業
SMC C オーバーシーズシンガポール	15百万 ^{シンガポールドル}	100.0%	総合建設業
Antara Koh Private Limited	15百万 ^{シンガポールドル}	100.0%	土木工事 海上・水上杭工事他

- (注) 1. 三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社は、2022年4月1日付にて株式会社三井 E & S ホールディングスの持分30%を当社が取得したことにより、完全子会社となっております。
2. ドーピー建設工業株式会社は、三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社の子会社であります。また、「当社の議決権比率」欄の()内は、当社の子会社である三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社による所有を含む議決権比率を表示しております。
- なお、同子会社については、2022年4月1日付にて三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社から同子会社の全株式を当社が取得したことにより、完全子会社となっております。
3. Antara Koh Private Limitedは、2022年2月15日付にて全株式を当社が取得したことにより、完全子会社となっております。
4. 当期末における連結対象子会社は22社、持分法適用会社は1社であります。

(9) 主要な事業内容

当社グループは、建設事業を主な事業内容としております。

主な事業会社である当社は、建設業法により特定建設業者〔(特－3)第200号〕として国土交通大臣許可を受け、土木、建築ならびにこれらに関連する事業を行うほか、宅地建物取引業法により宅地建物取引業者〔(16)第1号〕として国土交通大臣免許を受け、不動産に関する事業を行っております。

(10) 主要な営業所等

① 当社

本店 東京都中央区佃二丁目1番6号
R & D センター 千葉県流山市駒木518番地の1

支店

北海道支店 (札幌市中央区)	静岡支店 (静岡市葵区)
東北支店 (仙台市青葉区)	中部支店 (名古屋市中区)
東関東支店 (千葉市美浜区)	大阪支店 (大阪市中央区)
東京土木支店 (東京都中央区)	広島支店 (広島市中区)
東京建築支店 (東京都中央区)	四国支店 (愛媛県新居浜市)
国際支店 (東京都中央区)	九州支店 (福岡市博多区)
横浜支店 (横浜市神奈川区)	

海外事務所

マニラ (フィリピン)	ジャカルタ (インドネシア)
グアム (アメリカ)	バンコク (タイ)
ハノイ (ベトナム)	ヤンゴン (ミャンマー)
シンガポール (シンガポール)	プノンペン (カンボジア)

② 子会社

国内 三井住建道路株式会社 (東京都新宿区)
三井住友建設鉄構エンジニアリング株式会社 (千葉市美浜区)
ドーピー建設工業株式会社 (札幌市中央区)
株式会社 SMC R (東京都台東区)
SMC プレコンクリート株式会社 (東京都台東区)
SMC 商事株式会社 (東京都中央区)
SMC テック株式会社 (千葉県流山市)
SMC シビルテクノス株式会社 (東京都中央区)
(注) 株式会社 SMC R 及び SMC プレコンクリート株式会社は、2022年5月に本店を東京都中央区に移転しております。

海外 SMCC フィリピンズ (フィリピン)
SMCC ウタマインドネシア (インドネシア)
SMCC タイランド (タイ)
SMCC コンストラクションインド (インド)
SMCC オーバーシーズシンガポール (シンガポール)
SMCC マレーシア (マレーシア)
Antara Koh Private Limited (シンガポール)

(11) 従業員の状況

① 当社グループの従業員の状況

従業員数	前期末比増減
5,420 [3,159] 名	193 名

(注)従業員数は就業人員であり、臨時従業員数は〔〕内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男 性	2,554 名	25 名	47.1 歳	22.1 年
女 性	400	19	38.7	13.6
計	2,954	44	46.0	20.9

(注)平均年齢及び平均勤続年数は、それぞれ小数点第1位未満を切り捨てて表示しております。

(12) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
株式会社三井住友銀行	17,385 百万円
三井住友信託銀行株式会社	8,564
株式会社三十三銀行	4,500
株式会社東京スター銀行	4,000
株式会社あおぞら銀行	3,125
株式会社新生銀行	2,000
株式会社りそな銀行	1,250

3 新株予約権等の状況

該当する事項はありません。

4 役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2022年3月31日現在）

氏名	会社における地位及び担当、重要な兼職の状況	
新井 英雄	代表取締役会長	
近藤 重敏※	代表取締役社長 執行役員社長	
君島 章児※	代表取締役 執行役員副社長	管理本部・事業開発推進本部・国際本部管掌 監査部・秘書室担当役員
三森 義隆※	代表取締役 執行役員副社長	建築本部長
相良 毅※	取締役 専務執行役員	安全環境生産管理本部担当 DX推進担当
柴田 敏雄※	取締役 常務執行役員	土木本部長
笹本 前雄	取締役	
杉江 潤	取締役	株式会社 I DOM 社外取締役 一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事
細川 珠生	取締役	ジャーナリスト 星槎大学非常勤講師 公益財団法人国家基本問題研究所 理事 内閣府 男女共同参画会議 議員 東京都 情報公開・個人情報保護審議会 委員
川田 司	取締役	三井住友海上火災保険株式会社 顧問
原田 道男	常勤監査役	
加藤 善行	常勤監査役	
徳永 尚登	常勤監査役	
村上 愛三	監査役	紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士
星 幸弘	監査役	

(注) 1. 取締役笹本前雄氏、取締役杉江潤氏、取締役細川珠生氏及び取締役川田司氏は、社外取締役であります。
なお、取締役細川珠生氏の戸籍上の氏名は、片平珠生です。
2. 取締役細川珠生氏は、星槎大学非常勤講師に就任しておりましたが、2022年3月31日に退任しております。
3. 常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役星幸弘氏は、社外監査役であります。
4. 常勤監査役原田道男氏は、経理部門、常勤監査役徳永尚登氏は、経理・財務部門の長年の業務経験により、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

5. 取締役笹本前雄氏、取締役杉江潤氏、取締役細川珠生氏、取締役川田司氏、常勤監査役加藤善行氏、監査役村上愛三氏及び監査役星幸弘氏は、東京証券取引所有価証券上場規程第436条の2に定める独立役員であります。
6. 当期中の取締役の異動
 - (1) 2021年6月29日開催の第18期定時株主総会において次のとおり新たに選任され、同日就任いたしました。
 取　　締　　役　　相　　良　　毅
 取　　締　　役　　川　　田　　司
 - (2) 2021年6月29日開催の第18期定時株主総会の終結の時をもって任期満了により次のとおり退任いたしました。()内は退任直前の地位であります。
 端　　戸　　久　　仁　　夫　　(取　　締　　役)
 - (3) 2021年6月29日開催の取締役会において次のとおり選定され、それぞれ同日就任いたしました。()内は従前の地位であります。
 代表取締役会長　　新　　井　　英　　雄　　(代表取締役会長)
 代表取締役社長　　近　　藤　　重　　敏　　(代表取締役社長)
 代　表　取　締　役　　君　　島　　章　　兒　　(代　表　取　締　役)
 代　表　取　締　役　　三　　森　　義　　隆　　(代　表　取　締　役)
 - (4) 2022年4月1日付異動は次のとおりです。()内は従前の地位であります。
 取　　締　　役　　会　　長　　新　　井　　英　　雄　　(代表取締役会長)
 取　　締　　役　　三　　森　　義　　隆　　(代　表　取　締　役)
 代　表　取　締　役　　柴　　田　　敏　　雄　　(取　　締　　役)
7. 当社は執行役員制度を導入しており、前記の※の取締役は執行役員を兼務しております。なお、2022年3月31日現在における執行役員(執行役員を兼務している取締役を除く。)は次のとおりであります。

氏　　　　　名				会社における地位及び担当
春　　日	昭　　夫		執行役員副社長	技術部門担当、国際本部副本部長
尾　　藤		勇	専務執行役員	土木本部技術担当
辻		良　　樹	専務執行役員	国際本部長
則　　行		達　　也	専務執行役員	東京建築支店長
山　　地		斉	常務執行役員	国際本部副本部長(土木部門担当)、国際支店マニラ事務所長
加　　茂	裕　　之		常務執行役員	東北支店長
岩　　城	純　　一		常務執行役員	経営企画本部長
柴　　田	雅　　俊		常務執行役員	九州支店長
森		理　　太　　郎	常務執行役員	土木本部副本部長 兼 営業部門統括
片　　山	知　　巳		常務執行役員	建築本部副本部長 兼 工事技術部門統括、調達部(建築)担当役員
安　　達	紳　　児		常務執行役員	大阪支店長
蔵　　田	富　　雄		常務執行役員	建築本部副本部長 兼 設計部門統括
橋		修　　一	常務執行役員	経営企画本部副本部長(D X推進担当)、 管理本部人事部長付(SMCコスモソリューションズ株式会社代表取締役社長)
中　　村	收　　志		常務執行役員	土木本部副本部長 兼 工事技術設計部門統括、調達部(土木)担当役員
池　　田	博　　之		執　　行　　役　　員	土木本部技術担当
石　　松	郁　　朗		執　　行　　役　　員	建築本部本部長
亀　　山	誠　　人		執　　行　　役　　員	土木本部副本部長(P C営業担当)
松　　井	豊　　雄		執　　行　　役　　員	建築本部副本部長 兼 営業部門統括

氏 名		会社における地位及び担当	
北 原 和 明	執 行 役 員	管理本部長	
関 口 昇	執 行 役 員	事業開発推進本部長	
奥 村 一 彦	執 行 役 員	東京土木支店長	
田 中 邦 佳	執 行 役 員	中部支店長	
松 本 久	執 行 役 員	国際支店長付 (SMCCウタマインドネシア社長)	
居 相 博 亮	執 行 役 員	国際支店長	
柳 瀬 進	執 行 役 員	国際本部副本部長 (土木部門担当)、国際支店副支店長	
清 水 修	執 行 役 員	管理本部副本部長 (人事部・財務部担当)、取締役会事務局長	
加 納 嘉	執 行 役 員	安全環境生産管理本部長	
青 木 博	執 行 役 員	建築本部本部次長 兼 建築営業部長	
室 田 敬	執 行 役 員	大阪支店副支店長	
平 喜 彦	執 行 役 員	四国支店長	

(注)2022年3月31日付にて次のとおり退任いたしました。()内は退任直前の地位であります。

橋 修 一 (常務執行役員)
池 田 博 之 (執 行 役 員)
石 松 郁 朗 (執 行 役 員)
亀 山 誠 人 (執 行 役 員)
松 本 久 (執 行 役 員)

(2) 責任限定契約に関する事項

当社は社外取締役及び監査役の全員との間でそれぞれ、その職務を行うにつき、善意にしてかつ重大な過失がなかったときは、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償限度額は、いずれも法令の定める最低責任限度額であります。

(3) 補償契約に関する事項

該当する事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、当社ならびに一部の子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、保険料は特約部分を含め全額当社が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされた場合に、被保険者が被ることになる損害賠償金や訴訟費用を当該保険契約により填補するものです。なお、被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による任務懈怠につき悪意または重大な過失がある場合の損害賠償金等については、填補の対象外としております。当社は、当該保険契約を1年ごとに更新しております。

(5) 当該事業年度に係る取締役及び監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬諮問委員会の協議結果を踏まえて、2021年2月24日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は次のとおりです。

1. 基本方針

当社の取締役（社外取締役を除く。）の報酬は、基本報酬としての金銭報酬と、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲をより一層高めるための中長期インセンティブ報酬としての譲渡制限付株式報酬により構成する。

社外取締役については、監視・監督を担う役割に鑑み基本報酬としての金銭報酬のみとする。

2. 金銭報酬等（業績連動報酬及び非金銭報酬等以外）の額またはその算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（社外取締役を除く。）の基本報酬（金銭報酬）は、月例報酬とし、役位ごとの役割のほか、経営環境、業績、関連する業界の他社の報酬水準、従業員に対する処遇との整合性を考慮して適切な水準を定めることを基本とする。

社外取締役の基本報酬（金銭報酬）は、月例報酬とし、優秀な人材の確保ならびに独立役員としての監視・監督機能を有効に機能させること等を考慮して相当な水準を定めることを基本とする。

3. 非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数または算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）

a. 譲渡制限付株式の割当及び払込み

当社は、取締役（社外取締役を除く。以下、「対象取締役」という。）に対し、当社定時株主総会後に開催される当社取締役会の決議に基づき、年額60百万円の範囲内で、次の株主総会までの報酬として、譲渡制限付株式割当のための金銭報酬債権を支給し、各対象取締役は、当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法で給付することにより、譲渡制限付株式の割当を受ける。

なお、譲渡制限付株式の1株あたりの払込金額は、その割当に係る当社取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として、当該譲渡制限付株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、当社取締役会において決定する。

また、上記金銭報酬債権は、対象取締役が、上記の現物出資に同意していること及び下記cに定める内容を含む譲渡制限付株式割当契約を締結していることを条件として支給する。

b. 譲渡制限付株式の総数

対象取締役に對して当社が割り当てる譲渡制限付株式の総数は、各事業年度あたり150,000株を上限とする。

ただし、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当を含む。）または株式併合が行われた場合その他これらの場合に準じて割り当てる譲渡制限付株式の総数の調整を必要とする場合には、当該株式分割の比率または株式併合の比率等に応じて、当該譲渡制限付株式の総数を合理的な範囲で調整することができる。

ｃ．譲渡制限付株式割当契約の内容

譲渡制限付株式の割当に際し、当社取締役会決議に基づき、当社と譲渡制限付株式の割当を受ける対象取締役との間で締結する譲渡制限付株式割当契約は、以下の内容を含むものとする。

イ．譲渡制限の内容

譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役は、30年の期間（以下、「譲渡制限期間」という。）、当該譲渡制限付株式につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない。

ロ．譲渡制限付株式の無償取得

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）の全部を当然に無償で取得する。

なお、本割当株式のうち、上記イの譲渡制限期間が満了した時点において下記ハの譲渡制限の解除事由の定めに基づき譲渡制限が解除されていないものがある場合、当社はこれを当然に無償で取得する。

また、譲渡制限期間中に対象取締役が、禁固以上の刑に処せられた場合、当社の事前承諾無く当社事業と競業する業務に従事した場合、法令、当社の内部規程等に重要な点で違反したと取締役会が認めた場合等においても、当社は本割当株式の全部を当然に無償で取得する。

ハ．譲渡制限の解除

当社は、譲渡制限付株式の割当を受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役または執行役員のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。

ただし、当該対象取締役が、当社取締役会が正当と認める理由により、譲渡制限期間が満了する前に当社の取締役及び執行役員のいずれの地位からも退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。

二．組織再編等における取扱い

当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式につき、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。

この場合には、当社は、上記の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

ホ．その他取締役会で定める事項

上記の他、譲渡制限付株式割当契約における意思表示及び通知の方法、譲渡制限付株式割当契約の改定の方法、その他取締役会で定める事項を譲渡制限付株式割当契約の内容とする。

4. 取締役の個人別の報酬等の額に対する金銭報酬の額と非金銭報酬等の額の割合の決定に関する方針
対象取締役の、金銭報酬と譲渡制限付株式報酬との割合は、経営環境、業績、関連する業界の他社の報酬水準を考慮して適切な割合とすることを基本とする。
5. 取締役に対し報酬等を与える時期または条件の決定方針
(上記2・3に記載。)
6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方法
当社は取締役会で取締役の個人別の報酬等の決定方針を決定するとともに、その方針に基づいた具体的な役員報酬体系・水準等について取締役会で協議・決定した上で、その範囲内で詳細な個人別の報酬について取締役会から授權を受けた代表取締役が決定する。
当社の取締役会で役員報酬体系・水準等を協議・決定するに際しては、取締役会の諮問機関であり、半数以上の委員を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会の協議を経ることを取締役会への付議の条件とする。
7. その他取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する重要な事項
(上記3 c 口に記載。)
8. 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由
上記のとおり、取締役会において、役員報酬体系・水準等を協議・決定するにあたっては、指名・報酬諮問委員会において、上記の決定方針を踏まえて議論を行って取締役会に対して報告しており、取締役会もその指名・報酬諮問委員会の協議結果を尊重するとともに、上記の決定方針を踏まえて議論を行っているため、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等は上記決定方針に沿うものであると判断しております。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

- (1) 2019年6月27日開催の第16期定時株主総会において、報酬限度額は、取締役年額総額450百万円以内（うち社外取締役80百万円以内）、その報酬額には使用人兼務取締役の使用人分給与を含むものと決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役3名）です。
また、同定時株主総会において、監査役年額総額108百万円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は5名（うち、社外監査役3名）です。
- (2) 2018年6月28日開催の第15期定時株主総会において、上記（1）の報酬の別枠として、譲渡制限付株式に関する報酬として支給する金銭報酬債権年額総額60百万円以内（社外取締役を除く。）と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は9名（うち、社外取締役2名）です。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

上記のとおり、当社は、代表取締役に対して、取締役会が決定した役員報酬体系・水準等の範囲内で個人別の報酬等の額の決定を委任しております。当該委任を行う理由は、取締役の業績を踏まえて、適時・適切な個人別報酬の内容を決定するためです。

当事業年度においては、金銭報酬等及び非金銭報酬等の個人別の報酬等の内容の決定を代表取締役近藤重敏に委任しております。なお、上記のとおり、半数以上の委員を社外役員で構成する指名・報酬諮問委員会の協議を経ることを取締役会への付議の条件とし、具体的な役員報酬体系・水準等について事前に取締役会で協議・決定することにより、委任された権限が適切に行使されるようにしております。

④業績連動報酬等に関する事項

該当する事項はございません。

(注) 当社は、2022年4月22日開催の取締役会において、当社の取締役(社外取締役を除く。以下同じ。)の報酬について、業績連動報酬としての金銭報酬を導入することを決議いたしました。業績連動金銭報酬は、会社業績を示す指標を基礎として決定いたします。評価指標としましては、評価対象期間における平均連結営業利益、ESGに関する社外評価、及び人事関連指標の目標に対する達成度合いをその内容としております。

⑤非金銭報酬等に関する事項

上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項3. 非金銭報酬等の内容及びその額もしくは数または算定方法の決定方針（報酬等を与える時期または条件の決定に関する方針を含む。）に記載のとおりです。

⑥取締役及び監査役の報酬等の総額等

役員区分	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	非金銭報酬	業績連動報酬
取締役 (社外取締役を除く。)	7	277	250	27	—
監査役 (社外監査役を除く。)	2	39	39	—	—

(注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、(5)②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項に記載のとおりであります。
2. 非金銭報酬として、社外取締役を除く取締役に対し、上記①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項3. の記載に基づく譲渡制限付株式報酬を支払っております。
3. 使用人兼務取締役(2名)の使用人給与相当額は上表の支給額とは別枠であり、その支給総額は16百万円であります。
4. 期末現在の取締役(社外取締役を除く。)は6名、監査役(社外監査役を除く。)は2名であります。上表には2021年6月29日開催の第18期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

(6) 社外役員に関する事項

①他の法人等との重要な兼職の状況及び当社との関係

ア 取締役 杉江潤氏

株式会社I・D・O・M 社外取締役、一般社団法人投資信託協会 副会長専務理事であります、いずれも当社との間には開示すべき関係はございません。

イ 取締役 細川珠生氏

ジャーナリスト、公益財団法人国家基本問題研究所 理事、内閣府 男女共同参画会議 議員、東京都情報公開・個人情報保護審議会 委員であり、また、2022年3月31日まで星槎大学非常勤講師でありましたが、いずれも当社との間には開示すべき関係はございません。

ウ 取締役 川田司氏

三井住友海上火災保険株式会社 顧問であります、当社との間には開示すべき関係はございません。

工 監査役 村上愛三氏

紀尾井総合法律事務所 代表者所長弁護士でありますが、当社との間には開示すべき関係はございません。

②社外役員の報酬等の総額等

	員数 (名)	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額		
			基本報酬	非金銭報酬	業績連動報酬
社外役員	7	83	83	—	—

(注) 1. 株主総会決議による報酬限度額は、(5)②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項に記載のとおりであります。

2. 期末現在の社外取締役は4名、社外監査役は3名であります。

③当事業年度における主な活動状況

氏 名	地 位	主な活動状況
笹 本 前 雄	社 外 取 締 役	当事業年度中に開催された取締役会には19回中19回(100%)出席し、主に企業経営を通じて培った豊富な知見・経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。 また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の議長を務め、当事業年度開催の同委員会の全て(8回)に出席し、独立した客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に関与するなど、これらの活動を通じて経営陣の監督に努めており、期待される役割を適切に果たしております。
杉 江 潤	社 外 取 締 役	当事業年度中に開催された取締役会には19回中19回(100%)出席し、主に会計・税務分野における豊富な専門知識、経営に関する幅広い経験と見識から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。 また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の同委員会の全て(8回)に出席し、独立した客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に関与するなど、これらの活動を通じて経営陣の監督に努めており、期待される役割を適切に果たしております。

氏 名	地 位	主な活動状況
細 川 珠 生	社 外 取 締 役	当事業年度中に開催された取締役会には19回中19回(100%)出席し、主にジャーナリストとしての豊富な経験により培った客観的な視点、幅広い見識から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。 また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の同委員会の全て(8回)に出席し、独立した客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に関与するなど、これらの活動を通じて経営陣の監督に努めております。 さらに、当社における女性活躍推進及びダイバーシティ&インクルージョンの実現に向け、積極的な提言・助言を行っており、期待される役割を適切に果たしております。
川 田	司 社 外 取 締 役	当事業年度在任期間中に開催された取締役会には15回中15回(100%)出席し、主に国際分野に関する高度な専門知識と経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。 また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度在任期間中に開催された同委員会(6回)に出席し、独立した客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に関与するなど、これらの活動を通じて経営陣の監督に努めており、期待される役割を適切に果たしております。
加 藤 善 行	社 外 監 査 役 (常勤監査役)	当事業年度中に開催された取締役会には19回中19回(100%)、また、監査役会には14回中14回(100%)出席したほか、常勤監査役として経営会議等の重要な会議にも出席し、主に出身分野である金融機関で培った豊富な知見から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。
村 上 愛 三	社 外 監 査 役	当事業年度中に開催された取締役会には19回中19回(100%)、また、監査役会には14回中14回(100%)出席し、主にガバナンス、法律面の課題ならびに経営課題につき、弁護士としての専門的見地から、有益な指摘、意見を客観的に述べております。また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の同委員会の全て(8回)に出席し、客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に意見を述べております。

氏名	地位	主な活動状況
星 幸 弘	社外監査役	当事業年度中に開催された取締役会には19回中19回(100%)、また、監査役会には14回中14回(100%)出席し、主に出身企業における製造、安全・環境及びリスクマネジメント等の分野での経験から、当社の経営上有益な指摘、意見を客観的に述べております。また、上記のほか、指名・報酬諮問委員会の委員として、当事業年度開催の同委員会の全て(8回)に出席し、客観的立場から役員人事及び役員報酬体系に関し積極的に意見を述べております。

(注) 上記取締役会の開催回数には、書面決議を含んでおりません。

- 各社外取締役は、取締役会以外の重要な会議等への出席を通じ、当社の全社的な経営状況の理解に努めております。
- 当社は、取締役会の更なる機能強化を図りコーポレートガバナンス向上に資するべく、2021年11月1日付にて取締役会直轄の「取締役会事務局」を設置し、社外取締役と社外監査役に対して必要な情報を的確に提供できる体制を整備しております。
- 各社外監査役は、会計監査人との定例会合に出席するとともに、本支店、子会社等の監査にも適宜参加し、質問を行い、説明を受けております。また、他の常勤監査役より監査の遂行状況の報告を受け、必要に応じ意見を述べております。さらに、代表取締役との定例意見交換会にも出席し、活発な意見交換を通じて代表取締役との意思疎通の一層の向上に努めております。
- 非常勤の社外役員を構成員の過半数とする指名・報酬諮問委員会において役員候補者の指名、後継者承継ならびに取締役及び執行役員の報酬について活発かつ有益な議論を行っております。
- 社外取締役と監査役（社外監査役を含む。）は、定期的に会合を開催し、経営上の重要な課題、取締役会のあり方などについて、情報共有及び意見交換をしております。
- 各社外役員は、取締役会その他重要な会議における審議を通じて、法令遵守体制の強化やグループ内部統制システムの運用の実効性の確保・改善に向けた提言・意見表明を積極的に行うなどしてその職責を全うしております。

5 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①会計監査人の報酬等の額 87百万円

②当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 144百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の報酬額を区分しておりますので、①の金額はこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し報告を聴取して、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況及び監査報酬の推移等を確認し検討した結果、報酬等の額は妥当と判断し、同意しました。

3. 当社の重要な子会社のうち、海外の連結子会社につきましては、当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人(外国におけるこれらの資格に相当するものを含む。)の監査(会社法または金融商品取引法(これらの法律に相当する外国の法令を含む。)の規定によるものに限る。)を受けております。

(3) 責任限定契約に関する事項

該当する事項はございません。

(4) 補償契約に関する事項

該当する事項はございません。

(5) 非監査業務の内容

該当する事項はございません。

(6) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社においては、監査役会が、経営執行部門と連携して、会計監査人の独立性及び審査体制その他の会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制の整備・運用状況を注視しつつ、職務を適切に遂行するうえで支障があると認められる場合には、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定し、取締役が当該議案を株主総会に提出する方針です。また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目のいずれかに該当すると判断されるときは、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任する方針です。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨及びその理由を報告いたします。

以上のご報告は次の方法により記載しております。

(1) 記載金額は、本文中の億円単位の表示は表示単位未満四捨五入とし、それ以外の金額の表示は表示単位未満切り捨てにより表示しております。

(2) 千株単位の記載株数は、千株未満切り捨てにより表示しております。

連結貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	315,640	流動負債	207,409
現金預金	70,974	支払手形・工事未払金等	89,634
受取手形・完成工事未収入金等	197,169	電子記録債務	29,347
未成工事支出金等	27,882	短期借入金	1,988
その他	19,615	リース債務	781
貸倒引当金	△1	未払費用	7,435
固定資産	78,433	未払法人税等	3,110
有形固定資産	34,040	未成工事受入金	28,635
建物・構築物	6,118	完成工事補償引当金	489
機械・運搬具及び工具器具備品	11,234	工事損失引当金	19,611
土地	16,316	偶発損失引当金	2,159
建設仮勘定	370	その他	24,215
無形固定資産	6,808	固定負債	86,963
投資その他の資産	37,584	社債	5,000
投資有価証券	21,502	長期借入金	57,806
繰延税金資産	10,601	リース債務	1,889
退職給付に係る資産	127	再評価に係る繰延税金負債	574
その他	6,244	株式報酬引当金	57
貸倒引当金	△891	退職給付に係る負債	18,389
資産合計	394,073	その他	3,245
		負債合計	294,372
		(純資産の部)	
		株主資本	93,811
		資本金	12,003
		利益剰余金	85,714
		自己株式	△3,907
		その他の包括利益累計額	△2,422
		その他有価証券評価差額金	△555
		繰延ヘッジ損益	△92
		土地再評価差額金	70
		為替換算調整勘定	△1,001
		退職給付に係る調整累計額	△843
		非支配株主持分	8,313
		純資産合計	99,701
		負債純資産合計	394,073

連結損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		403,275
売上原価		385,096
売上総利益		18,178
販売費及び一般管理費		25,638
営業損失		7,459
営業外収益		
受取利息	467	
受取配当金	347	
保険配当金等	93	
為替差益	429	
その他	464	1,801
営業外費用		
支払利息	987	
融資関連手数料	410	
コミットメントライン手数料	512	
その他	771	2,682
経常損失		8,340
特別利益		
固定資産売却益	17	
投資有価証券売却益	19	
関係会社清算益	6	43
特別損失		
固定資産処分損	191	
その他	7	198
税金等調整前当期純損失		8,495
法人税、住民税及び事業税	4,083	
法人税等調整額	△6,026	△1,942
当期純損失		6,552
非支配株主に帰属する当期純利益		469
親会社株主に帰属する当期純損失		7,022

貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	244,615	流動負債	166,864
現金預金	39,422	支払手形	4,922
受取手形	634	電子記録債務	19,592
完成工事未収入金	159,136	工事未払金	67,269
有価証券	147	短期借入金	1,700
未成工事支出金	20,487	リース債務	207
その他	25,001	未払法人税等	2,424
貸倒引当金	△214	未成工事受入金	19,845
		預り金	16,083
固定資産	71,325	完成工事補償引当金	399
有形固定資産	10,584	工事損失引当金	19,238
建物・構築物	1,658	偶発損失引当金	2,159
機械・運搬具	2,501	その他	13,021
工具器具・備品	841	固定負債	78,449
土地	5,328	社債	5,000
建設仮勘定	253	長期借入金	57,750
無形固定資産	2,222	リース債務	214
投資その他の資産	58,518	退職給付引当金	12,889
投資有価証券	20,697	その他	2,596
関係会社株式・関係会社出資金	15,689	負債合計	245,314
長期貸付金	8,681	(純資産の部)	
長期前払費用	181	株主資本	71,262
繰延税金資産	9,634	資本金	12,003
その他	6,897	資本剰余金	326
貸倒引当金	△3,262	その他資本剰余金	326
資産合計	315,941	利益剰余金	62,839
		利益準備金	1,931
		その他利益剰余金	60,908
		繰越利益剰余金	60,908
		自己株式	△3,907
		評価・換算差額等	△635
		その他有価証券評価差額金	△542
		繰延ヘッジ損益	△92
		純資産合計	70,627
		負債純資産合計	315,941

損益計算書

(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		
完成工事高	303,964	
その他事業売上高	422	304,387
売上原価		
完成工事原価	298,087	
その他事業売上原価	323	298,411
売上総利益		
完成工事総利益	5,876	
その他事業総利益	99	5,975
販売費及び一般管理費		17,622
営業損失		11,647
営業外収益		
受取利息及び配当金	2,178	
保険配当金等	85	
為替差益	348	
その他	452	3,065
営業外費用		
支払利息	1,086	
融資関連手数料	410	
コミットメントライン手数料	512	
その他	880	2,889
経常損失		11,471
特別利益		
固定資産売却益	0	
投資有価証券売却益	18	
関係会社清算益	6	25
特別損失		
固定資産処分損	130	
関係会社株式等評価損	529	
その他	3	662
税引前当期純損失		12,109
法人税、住民税及び事業税	2,668	
法人税等調整額	△6,220	△3,551
当期純損失		8,557

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書謄本

招集
通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 福本 千人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中原 義勝

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、三井住友建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、三井住友建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月20日

三井住友建設株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 福本 千人
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 中原 義勝
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、三井住友建設株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第１９期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき審議の結果、監査役全員の一致した意見として、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１． 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (１) 監査役会は、あらかじめ当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役がこれらに基づいて実施した監査の状況及び結果について当該監査役から報告を受けるとともに、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めてまいりました。
- (２) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（金融商品取引法上の財務報告に係る内部統制を含む内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について四半期毎に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及びＥＹ新日本有限責任監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（２００５年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において開示すべき重要な不備はない旨の報告を取締役等及びEY新日本有限責任監査法人から受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月23日

三井住友建設株式会社 監査役会

常勤監査役	原 田 道 男	㊞
常勤監査役（社外監査役）	加 藤 善 行	㊞
常勤監査役	徳 永 尚 登	㊞
監 査 役（社外監査役）	村 上 愛 三	㊞
監 査 役（社外監査役）	星 幸 弘	㊞

以 上

インターネットによるライブ配信及び事前質問受付のご案内

当日の株主総会の模様をご自宅等からご視聴いただけるよう、以下のとおり株主様に限定したライブ配信を実施いたします。

1 配信日時

2022年6月29日（水） 午前10時から株主総会終了まで

※当日の視聴ページは、午前9時30分より接続可能となります。

2 視聴方法

- (1) パソコンまたはスマートフォン等で以下のURLからライブ配信ウェブサイトへアクセスをお願いいたします。

ライブ配信ウェブサイトURL	https://1821.ksoukai.jp
----------------	---

- (2) ライブ配信ウェブサイトへのアクセス完了後、画面の案内に従い、以下のID及びパスワードの入力をお願いいたします。

株主ID	株主番号（議決権行使書用紙に記載されております9桁の半角数字）
------	---------------------------------

パスワード	郵便番号（株主様のご登録住所、ハイフンを除く7桁の半角数字）
-------	--------------------------------

3 ライブ配信ご視聴にあたってのご留意事項

- ライブ配信をご視聴される株主様は、当日会場にご出席いただく場合と異なり、当日のご質問、議決権行使や動議を行うことはできません。**議決権につきましては、事前に書面またはインターネット等により行使いただきますようお願いいたします**（3～5ページをご参照ください。）。
- ご視聴は株主様ご本人に限定いたします。代理人によるご視聴はご遠慮いただきますようお願いいたします。
- 株主ID及びパスワードの第三者への提供は固くお断りいたします。
- ライブ配信の撮影、録画、録音及びSNS等での公開等は固くお断りいたします。
- 当日のライブ配信は、ご出席株主様のプライバシーに配慮し、議長席及び役員席付近のみとさせていただきますが、やむを得ずご出席株主様が映り込んでしまう場合がございます。あらかじめご了承ください。
- 当社役員につきましては、一部の役員のみ会場にて出席し、その他の役員は別室からのオンラインによる出席とさせていただきます。

- ご使用のパソコンまたはスマートフォン等の環境やインターネットの接続環境ならびに回線状況等により、ご視聴いただけない場合や、映像や音声に不具合が生じる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ご視聴等に当たっての動作環境は、以下のURLよりご確認をお願いいたします。

PC <https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm01>

スマートフォン <https://jp.vcube.com/support/virtual-shareholders-meeting/requirements/#vsm02>

- ご視聴いただく場合の通信料金等は各株主様のご負担となります。
- やむを得ない事情により、ライブ配信ができなくなる可能性があります。その場合には、当社ウェブサイト (<https://www.smcon.co.jp>) にてお知らせいたします。

ライブ配信に関する
お問い合わせ先

(1) 株主番号及びパスワードについて

三井住友信託銀行株式会社
バーチャル株主総会サポート専用ダイヤル

0120-782-041

受付時間：平日午前9時～午後5時
※土日休日を除く

(2) ライブ配信の視聴について

株式会社バイキューブ

03-4266-8719

受付日時：6月29日（水）＜株主総会当日＞
午前9時～株主総会終了まで

4 事前質問の受付について

第19期定時株主総会の目的事項に関するご質問を、ライブ配信ウェブサイトにてお受けいたします。
「**2 視聴方法**」をご参照のうえ、ライブ配信ウェブサイトにごログインいただき、画面の案内に従って、ご質問の入力をお願い申し上げます。

事前にいただいたご質問のうち、株主の皆様のご関心が高いご質問につきましては、株主総会当日に回答させていただく予定です。全てのご質問に対して回答することをお約束するものではございませんので、何卒ご理解ください。また、個別のご回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 事前質問の受付期間：2022年6月7日（火）午前8時45分～2022年6月21日（火）午後5時45分
※受付期間外になりますと事前質問の送信はできなくなりますので、お早めの送信をお願いいたします。
- (2) ご留意事項：ご質問はお一人様1問（文字数は全角300文字以内）とさせていただきますので、ご理解の程お願い申し上げます。また、ご質問はできる限り簡潔をお願いいたします。

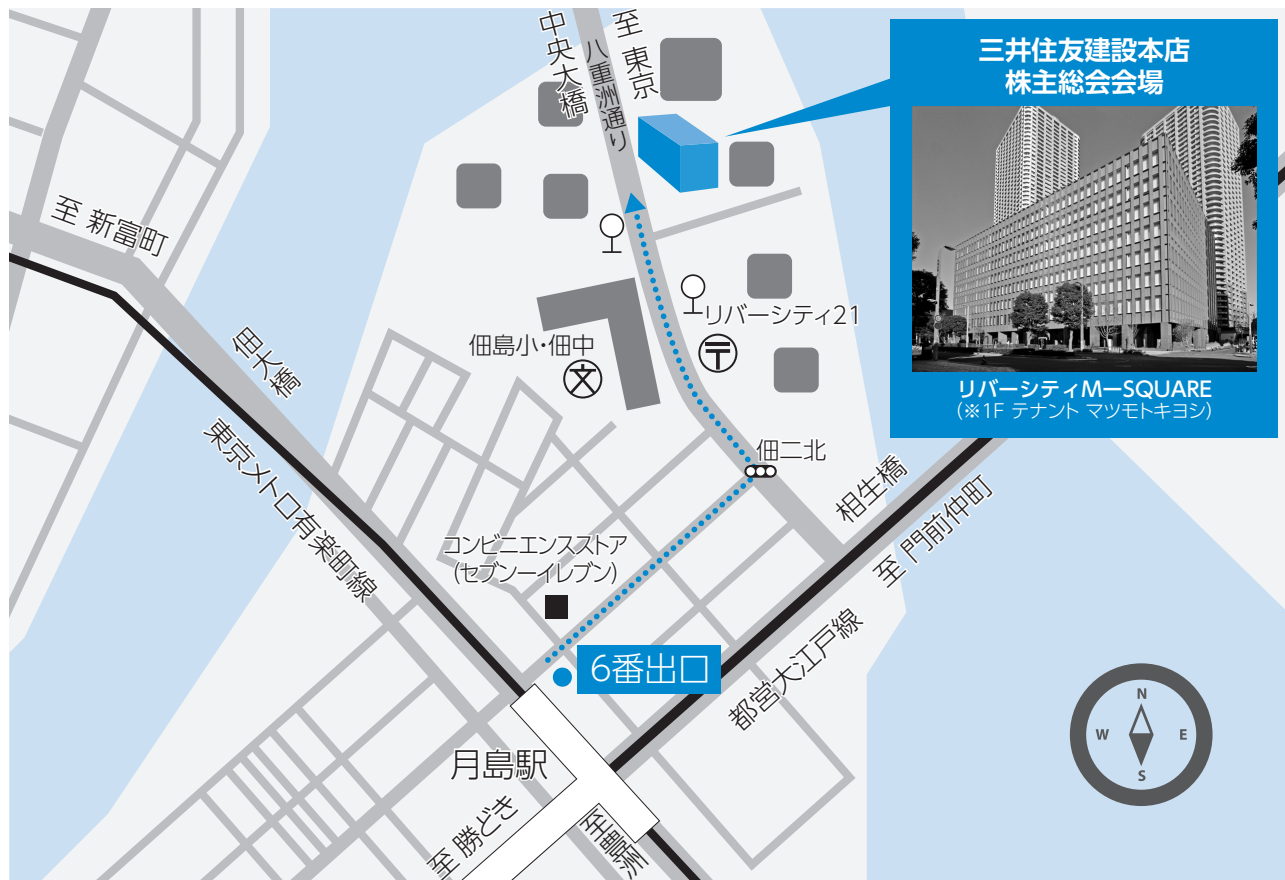
This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on its right side, suggesting it's resting on a surface.

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

株主総会会場ご案内図

東京都中央区佃二丁目1番6号
当社本店(2階会議室)

☎ 03(4582)3000



交通アクセス



地下鉄を
ご利用の場合

月島駅 6番出口より 徒歩9分

(ご参考)

- 有楽町線改札から6番出口まで 徒歩2分
- 大江戸線改札から6番出口まで 徒歩3分



バスを
ご利用の場合

リバーシティ21 下車 徒歩1分

東京駅八重洲口より都営バス
東16系: 東京ビッグサイト又は
深川車庫前行きにて、約16分

三井住友建設株式会社

〒104-0051

東京都中央区佃二丁目1番6号

UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォントを
採用しています。

